

# マイクロチップ電気泳動装置一式賃貸借 仕様書

## I. 機器仕様

### 1. 機器構成

- (1) マイクロチップ電気泳動装置本体 1台
- (2) 制御・解析用 PC 1台
- (3) その他付属品等 1式

### 2. 機能仕様

#### (1) マイクロチップ電気泳動装置本体

- ア 石英製のマイクロチップ内に形成した流路で電気泳動を行う装置であること。
- イ 本体のサイズは、横幅 40cm×奥行 60cm×高さ 50cm 以内であること。
- ウ マイクロチップを~~4枚~~<sup>3枚</sup>搭載可能であること。
- エ 分析開始後に試料の追加が可能であること。
- オ 検出感度は 5pg/ $\mu$ L 以下であること。
- カ RNA 劣化指標の測定及びフィンガープリンティング解析が行えること。
- キ 分析から洗浄までを全自動で行えること。
- ク 最大 120 個の試料を自動分析できること。
- ケ 分析終了時にマイクロチップは自動洗浄されること。

#### (2) 制御用 PC

制御・解析用 PC は次の条件を満たすノート型 PC であり、マイクロチップ電気泳動装置のコントロール及びデータ解析が円滑に可能なもの。

##### ア 仕様

- (ア) OS : Microsoft Windows 11 Pro 相当以上
- (イ) CPU : Intel 社製 Core i5-1335U 相当以上
- (ウ) ストレージ : 256GB 以上
- (エ) メモリ : 16GB 以上
- (オ) ソフトウェア : Microsoft Office 2021 相当以上
- (カ) その他 : USB ポートに 1 つ以上空きがあること

##### イ その他

マイクロチップ電気泳動装置の制御に必要なソフトウェア(日本語対応)を有すること。

#### (3) その他付属品等

- ア マイクロチップ (292-36010-41) 8 個
- イ USB メモリ (2GB 以上)
- ウ カラーレーザープリンター

- (ア) A4 用紙対応であり、両面自動印刷が可能であること。
- (イ) 初期のトナー一式を付属すること。
- エ 初期の検査に必要な試薬一式 (以下参考品)
  - (ア) DNA-1000 キット (292-27911-91) 4 個
  - (イ) チップクリーニングキット (292-35925-91) 4 個
  - (ウ) バッファ容器(200 コイリ) (292-36830) 2 個
  - (エ) マーカ容器(400 コイリ) (292-36831) 1 個
  - (オ) マイクロチップ洗浄器 (F00973296) 1 個
- オ その他装置が正常に動作するために必要な部品、ケーブル類等及びメーカーにより機器に標準付属品とされているもの。

(5) 参考機種

島津製作所 MultiNA II MCE-301

## II. 保守点検仕様

保守点検については、定期点検及び故障或不具合等の故障対応とし、以下1~2の内容を賃貸人の負担で実施すること。点検や修理等に必要な部品等は賃貸人の負担で用意するものとする。ただし、消耗品は賃借人が用意するものとし、必要な消耗品のリストについては事前に提供すること。

### 1. 定期点検

定期点検は、以下の内容について、年1回実施すること。なお、契約期間2年目から実施するものとし、契約期間中の合計回数は6回とする。

#### (1) 点検内容

- ア 装置外観点検及び清掃
- イ 駆動部の点検及び整備
- ウ センサーの性能試験
- エ サンプラー部の動作確認
- オ その他装置の維持管理においてメーカーが必要とする項目

#### (2) 定期点検報告書の作成

点検終了後、速やかに報告書を提出すること。

### 2. 修理対応

不具合や故障の発生時には、電話にて初期対応を行い、修理が必要な場合には速やかに実施し、修理報告書を提出すること。

### Ⅲ. その他

#### 1. 留意事項

- (1) 全ての製品は未使用新品であること。
- (2) 各装置について、転倒・崩落等の防止対策を行うこと。
- (3) 賃貸借物件の一覧表及びそれらの写真を提出すること。
- (4) 搬入、据付調整、転倒等防止対策等の費用を含むこと。
- (5) 機器の搬入に際しては、当研究所施設に損傷を与えないように十分な注意を払うように努め、必要があれば、搬入経路に養生等を施すこと。万一、当研究所の建物、設備等に損害を与えた場合は、賃貸人の責任において原状に復すること。
- (6) 梱包材等のゴミ類を持ち帰ること。
- (7) 設置、調整後は動作確認及び性能確認を行い、測定可能な状態で引き渡すこと。また、確認内容を文書で記録を残すこと。
- (8) 設置調整後当所職員に対して、操作及び日常メンテナンスに関する研修を実施すること。
- (9) 賃貸借期間終了後、装置撤去を行うこと。また、パソコンのデータは適切に消去を行い、その報告書を提出すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項であっても機能上、構造上具備しなければならない事項については、賃貸人の責任で充足するものとし、また、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、その都度賃借人と協議し、その指示に従うこと。

#### 2. 賃貸借期間

令和8年10月1日～令和15年9月30日  
(月額賃貸借による毎月支払い方式)

#### 3. 設置場所

浜松市中央区上西町939番地の2  
保健環境研究所 3階暗室

#### 4. 問い合わせ先

浜松市保健環境研究所 微生物検査グループ  
Tel : 053-411-1311